

タイトル：2024年度 教育セミナー（第20回）

日時：2024年9月19日（木）～22日（日）

場所：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 3階 大会議室（303）

「前近代モロッコにおける私文書アーカイブ——東洋文庫所蔵アラビア語皮紙文書より」
佐藤健太郎（北海道大学）

東洋文庫（東京都文京区）には、16～19世紀のモロッコで作成された計19点の皮紙契約文書が所蔵されている。1点の婚姻契約文書を除けば、他は全て不動産物件の所有権を示すものであり、当該物件の所有者のもとで保管されてきた文書と考えられる。

前近代の中東・イスラーム史研究における文書史料としては、オスマン文書とりわけその公文書がよく活用されている。一方、非オスマン地域や私文書の利用は、相対的に少ない。ここには、文書がどのように保管されてきたのかというアーカイブ実践の問題がかかわっている。今回のセミナーでは、東洋文庫所蔵文書をとおして、私文書が何のために、どのように保管されてきたのかという問題を考えた。

東洋文庫所蔵文書の特徴は、比較的大きなサイズの皮紙に、複数の証書が記されている点にある。これら複数の証書は全てが一時に記されたわけではなく、最初に皮紙文書が成立した後、何年も経過してから追記されたものが多数含まれている。最も顕著な例では、二百年近くの間5回にわたって証書が追記されている文書がある。これら追記証書は、私的アーカイブの中に保管されていた皮紙文書が、二百年にわたって利用されてきた痕跡だということができる。例えば、当該物件にかかわる係争とその判決に関する証書が追記されていれば、皮紙文書が係争に際して文書保持者の権利を示す証拠として利用されたことを示している。また、当該物件が新たな所有者のもとに移転したことを示す購入証書が追記されることもある。この場合、皮紙文書は、文書の保持者によって自らが売却物件の正当な所有者であることを示す証拠として利用されたことになる。

保管された皮紙文書は、常に同じ機能を果たすわけではない。物件所有権の移転に伴い新たな購入証書が追記された場合、皮紙文書の機能は買手である新所有者の権利を示すものへ変わる。文書の保管先も、新所有者のアーカイブへと変わったであろう。また、大きな皮紙文書とはいえ、その大きさには限りがある。新たな証書を追記していけば、いずれは物件所有権の移転を記録しきれなくなる。その段階で、皮紙文書は法的な証拠としての機能を失う。このようにして、多くの私的文書はいずれ破棄されたり、あるいは適切な保管を欠くようになって放棄されたりしていくのだろう。

言うまでもないことだが、文書の史料批判に際しては、その成立事情を吟味するだけでなく、どのように伝存してきたのかというアーカイブ的視点も必要である。また、文書と人間との関わりそれ自体も歴史学的考察の対象となる。東洋文庫所蔵皮紙文書がそうした点に目を向けるきっかけになればさいわいである。